

せのう 孝夫 市政報告 No. 38



声を かたち に 夢を くらしに

現在、多くの方が新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めています。そのために社会活動を制限・自粛している関係で経済への影響も深刻ですが、これから年末及び年度末にかけて、更に厳しい経営状況に置かれ、困窮する企業・従業員・世帯等が増えるとの予測もあります。

国や地方自治体でも、様々な支援策を講じていますが、中には持続化給付金等の対象に該当しない事業・分野もあり、そのような場合でも諦めることなく行政や議員等にご相談いただければと思います。地方創生関連の各種交付金等で個別案件にも対応できる可能性があるからです。

収束が未だ見えない渦中であって、公的支援金の援助額では厳しい場合もあるかもしれませんが、今はあらゆる制度を活用し、協力し合ってこの難局を乗り越えていければと願っています。

9 月議会通告質問 【詳しくは議事録を参照】

SDGs(環境や気候変動問題への対応)について

SDGs(持続可能な開発目標)は 17 の目標と、詳細な 169 のターゲット、更に 232 の指標があり、目標については重要なテーマを 5 つの P(人間・ピープル、豊かさ・プロスペリティ、地球・プラネット、平和・ピース、パートナーシップ)で、カテゴリーにまとめることができます。

今回は、SDGsの中でも地球温暖化に伴う異常気象の要因とされる CO₂の排出抑制など、気候変動関連の諸問題に焦点を絞り取り上げました。

1. 第 4 次館山市総合計画・後期基本計画

後期基本計画では 7 つの目標、36 の基本施策、239 の事業について、令和 3 年度から 5 か年の素案がまとまり、市民から意見を募集しました。単年度事業と違い、(環境問題関連)数値目標等を個々の事業に明確に示し、5 年後には結果の照会ができる形での取り組みを質しました。

後期基本計画に SDGs のピクトグラムを:後期基本計画を市民に親しみやすくするため、また、SDGs も身近に感じられ、理解の促進に繋がるよう、17 の目標に当てはまる基本施策や各種事業等に、17 種類あるピクトグラムをそれぞれ添付することを提案しました。

2. 館山市役所としての化石燃料等の削減(脱炭素)

脱炭素の取り組みには ①石油(化石燃料)等の使用を抑え CO₂の排出を減らす ②再生可能エネルギーの導入促進と地産地消 ③省エネルギーに努める ④森林等自然環境を守る などがあります。この 4 項目を市役所から開始し、民間企業や市民に範を示すことが重要と考えます。

地球温暖化による影響

気象災害の激甚化と頻発化:地球温暖化の影響により、国内では台風の大型化による強風被害や豪雨災害が増加。氾濫危険水位を超えた河川の数はこの 5 年間で 5 倍に増えています。熱中症も増加。世界では干ばつ(深刻な水不足や砂漠化)や大規模な山火事、海水面の上昇による島嶼部への影響も深刻です。また、海水面の上昇には極地や高山における氷解以上に、温暖化によって全海水を膨張させる影響の方が大きいという指摘もあります。

世界各地でバッタが大量発生したのも温暖化が原因と言われています。

CO²排出量の増加：CO²の増加は化石燃料の使用による放出と、森林等の減少による吸収力の低下が主な要因。森林は、30年間で日本の国土の4.7倍（178万平方キロ）が失われ、湿地は85%が消失。温暖化抑制へ向け、火力発電から再生可能エネルギーへの転換や、商工業におけるSDGsを基調とした生産や消費活動の見直し、自然環境に対する持続可能な開発等が求められます。

感染症との関係性：現在、猖獗（しょうけつ）を極める新型コロナウイルスは、コウモリまたはセンザンコウが持つウイルスが原因とされ、中間宿主経由してヒトへと感染する人獣共通感染症と言われ、これまでもサーズ、マーズ、エボラ出血熱などがありました。

自然の森や湿地が減少した結果、野生動物や水鳥などと人や家畜との距離が近くなり、感染症の危険性も高くなっていると言われています。毎年流行する季節性インフルエンザはアヒルの感染症が起源と言われ、4000万人以上の死者を出したスペイン風邪も鳥インフルエンザの一種と言われています。今後は温暖化に伴い、熱帯性の感染症が北上する懸念を専門家は指摘しています。

脱炭素へ向けた取り組み：国では石炭火力発電の大部分（非効率石炭火力）について、2030年までに段階的に削減（フェードアウト）する方針を打ち出しました。また、熱エネルギーを木材に切り替え、カーボンニュートラルを目指すのも有効。環境省では地方自治体など公的機関が再エネを導入する際のノウハウをまとめたガイドを作成し、脱炭素へ向けた工夫を紹介しています。

国が自治体を後押しするのは、※パリ協定の達成に向けて、国ではできない先駆的な取り組みを地方に期待しているからです。本市も、これに呼応して速やかな対策を講じるよう求めます。

※パリ協定（地球温暖化に関する国際的な取り組み）

2020年以降の温室効果ガスの排出削減目標を定め、達成状況を国連に報告義務が課せられ、約200か国・地域が参加。目標：産業革命前からの気温上昇を2度以下に抑えるなど。

パリ協定が本格始動する本年は、意識と実行の両面から大きな意義があります。

3. ゼロカーボンシティ宣言

ゼロカーボンシティ宣言とは、2050年までに脱炭素を目指し宣言する自治体を指します。昨年9月時点で4自治体だけでしたが、一年後の現在では149自治体まで急増しています。

増加の背景には、近年の気象災害の頻発化と激甚化に対する危機感と、その原因である温室効果ガス削減への強い意志の表れと理解します。本市も環境意識を発揮させ、速やかな対応を望みます。

福島県大熊町の事例：同町は、東京電力福島第一原発事故により全町避難を経験しました。その町が今年2月に発表したゼロカーボンシティ宣言を抜粋します。

「原発事故を経験した町だからこそ、原発や化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組む」「『原発事故があった町』ではなく『ゼロカーボンタウンの先進地』として、私たちの子供・孫たちが誇りをもって語れるまちづくりを目指す」と謳いあげています。大災害から新たな選択で克服へと臨む、見事な宣言であると感じました。

今後、同町では再エネを通して地域でお金が回る仕組みを作るとの目標で取り組んでいくそうですが、まさに理想の循環経済（サーキュラーエコノミー）を目指しています。

本市も温暖化対策を我がこととして捉え、自然エネルギー活用の先進地としてエネルギーの地産地消、循環エネルギー政策の積極的な推進をお願いしたいと思います。

決算審査

決算審査特別委員会（令和元年の決算について）が、昨年中止を経て二年ぶりに開催されました。再生可能エネルギー関連として、『住宅用省エネルギー設備設置補助金』を取り上げました。県の補助金を活用し、住宅用太陽光パネルや蓄電池の設置に対して費用の一部が助成されるもので、予算現額に対してほぼ満額執行されている人気の事業であり、環境意識の表れとも理解しています。

しかし現在、太陽光発電の売電価格は10年前の40円台後半から半分以下になっています。今後も太陽光発電の設置を推進するために、県への増額要求並びに、市としても適正な助成価格の検討と、蓄電池についても現行10万円の補助について増額の検討を要望しました。

感染症から学ぶ地方自治体考

歴史変えた感染症

コロナ収束後には、社会の仕組みが変わるだろうと言われています。どのように変化していくのかは分かりませんが、これまでの歴史がそうであったからです。温故知新とあるように、未来を予測するためにも過去を知ることは大切であり、代表的な事例を振り返ってみたいと思います。

ペスト：1348年から50年にかけて、主にヨーロッパを中心に流行したペストは致死率50～70%、3000万人以上が亡くなったと言われています。

そもそもの発端とされる説に、14世紀はモンゴル帝国によるユーラシア大陸への交易が活発になった時期で、中国雲南地方に攻め込んだモンゴル軍が、ペスト菌を媒介するノミとネズミを欧州にもたらしたと言うものです。また、ペストが流行する100年ほど前から、欧州では宗教上の解釈等により猫を排除していました。人為的に、ネズミを駆除する動物が激減していたことも、ペストの蔓延と長期化をさせた要因とも考えられています。

ペストは宗教や文化にも影響を与えました。当時、人々は信仰に熱心でなかったため神が罰を与えたと考え、信心深くなった。しかし、死者が絶えないことで教えに懐疑的になった。おりしもローマ教皇が贅沢をしていたこともあって、権威化した教会にプロテスト（抗議）する新教（プロテスタント派）が生まれる要因となり、後の宗教改革に繋がります。更には、教会が認めなかった学問の自由や、キリスト教以前の文化の再生・復興という人間中心主義への動きが芽生え、やがてルネサンス（再生）に繋がり、宗教改革とともに世界へ広がっていきました。

国家体制や社会制度にも変化を与えました。欧州の各都市では人口が減ってしまったことで人手不足となり労働者の賃金が上昇。そのため農村から都市部へ人の流入が加速しましたが、今度は農村部の働き手が不足してしまい、農民の役割が見直され、これまで領主に隷属されていた農民は賃金制へと移行し、その後の農奴解放や中世封建制度の崩壊にまで繋がっていきました。

天然痘：もともと牛の感染症と言われています。1492年、コロンブスによってカリブ諸島航路が発見され、1500年代前半に侵略目的でスペイン人は中南米に進出しましたが、その際に持ち込まれた天然痘は、免疫を持たない先住民族に感染拡大し、3000万人以上が亡くなりました。そして、ごく短期間のうちにアステカ王国（1521年）やインカ帝国（1533年）などがスペイン軍によって滅ぼされ、文明崩壊に繋がってしまいました。

他にペストやインフルエンザをもたらし、逆にスペイン人は、カリブ諸島の風土病だったとされる梅毒に感染し、航海の過程で世界中に拡散させることとなります。

一方で、ヴァスコ・ダ・ガマやマゼラン等のインド洋、太平洋航路開拓によって地球は丸いことが証明されたことや、「コロンブス交換」と呼ばれる、欧州にはなかったトウモロコシやジャガイモ、トマト等が運ばれ、アメリカ新大陸には小麦や牛、鉄、宗教等が移入されるなど、その後の生活や文化を劇的に変える重要な物資の交易がおこなわれました。

天然痘は、人の移動が世界的規模となった黎明期における悲劇としては最たるものの一つとして残念ですが、戦争など人為的な事案を抜きにしても、未知との遭遇によって発生する事件は功罪が共存し、どちらも不可避であつたろう側面は否めないものと考えます。

しかし後世の人は、つらい歴史もあつたがそれ以上に、人類が「コロンブス交換」によつてもたらされた恩恵の大きさは計り知れないと評価しています。

1980 年にWHOは天然痘に対し、世界根絶宣言を発表。人類が初めて撲滅に成功した感染症と言われています。

コレラ： 1817 年から 1923 年もの期間に計 6 回流行したコレラは、世界で 350 万人以上が亡くなりました。激しい下痢症状を伴うため、世界の各都市では公衆衛生が改善されました。

ロンドン・テムズ川両側には下水道整備（1858 年～）が進み、暗く湿気の多かったパリの住宅では、部屋に光や外気を取り込むために窓を大きくする形に変わりました。

スペイン風邪： 1918 年から 19 年にかけて流行の波が 3 度発生したスペイン風邪は、世界で 4000 万人以上が亡くなりました。その内 99% が 65 歳以下、多くは 15～35 歳という若さです。これは第 1 次世界大戦での戦没者数、約 1000 万人の 4 倍に達し、それによつて大戦終結を早め、結果的には国際連盟の設立へと展開し、国際協調を促進させました。

鳥インフルエンザの一種とされるスペイン風邪は、18 世紀の産業革命以降、自動車などの移動手段が開発され、早く広く伝播されたと言われています。

パンデミック後の変化

9 月議会通告質問では、感染症にも若干触れましたが、人類と感染症との歴史は長く、有史以来、人類が農耕をはじめ、野生動物を家畜化した時代にまでさかのぼります。定住することで水路、たい肥、食糧備蓄などの各所から蚊、ハエ、ネズミ、鳥、家畜、更には野生動物との接触機会が増え、現在に至るまであらゆる感染症の発生する環境は整っていると言えます。はしかは牛や犬、インフルエンザはアヒル、エボラ出血熱はコウモリに起源をもつなど、人へと伝播してきました。

感染症の多く（約 7 割）が動物に由来し、さらにはペストや天然痘にも見られるように、移動手段の進化等によつて新たな人（地域）との接触が、拡大や加速をさせていることが分かります。グローバル化が進む現代以降、一日で世界に拡散する感染リスクは高まった時代に突入しています。

一方で、感染症の歴史は悲惨な側面のみにとどまらず、上述した様に世界的規模での社会・経済・文化等の変革といったグローバリゼーションによる恩恵をももたらしました。

感染予防意識の醸成： 文豪菊池寛は、『マスク』という小説の中で「病気を恐れて伝染の危険を絶対に避けるという方が、文明人」とあり、大正 7 年から流行したスペイン風邪が終息するまでの 2 年間、マスクを着け続けたと言います。内務省の統計によると感染者 2380 万人、死者は 39 万人だったそうです。当時は、収まりかけるとすぐにマスクを捨ててしまう人も多かったという記録もあります。世界的にもマスクは推奨されていたそうですが、菊池のように日本人には熱心な予防意識があつて、すでに 100 年前頃にはマスク文化も定着していたと考えられます。

しかし、世界中の現代人に対して、今なおマスクの着用が呼びかけられています。にもかかわらず、欧米諸国の中には意識しない人も見受けられ、100 年前から進化しているのか、菊池が言う「文明人とは」何なのかと、改めて考えさせられます。

『淮南子（えなんじ）』には「人は山にはつまずかず、むしろアリ塚につまづくものだ」とあり、些細なことにも気を緩めず応戦する気概を持ちたいものです。

万有引力の法則： 個人の成功に繋がった事例もあります。英国の科学者アイザック・ニュートンは、学生時代にペストの流行と重なり大学が閉鎖されたため、郊外での思索の中、万有引力の法則を発見したということです。“感染症により偶然手に入れたゆとり”がもたらした収穫とも言えます。私達も現在、ニュートンと同じ立場にいることを意識したいと思います。

地方自治体の在り方

地震などの大災害によって、歴史の転換期が重なっていると指摘する学者は複数います。現在、新型コロナウイルスは世界を席卷していますが、コロナ禍もまさに災害と言えますし、歴史上の感染症パンデミック後の生活様式や国家間関係の変化、グローバル化の加速化などの経緯から見て、今回も社会が新たに変わる、または進化する転換期、過渡期であるともいえるでしょう。同様に自治体も、その例外ではないと思います。

自分たちで地域の自治： 1961 年施行の災害対策基本法は、災害に対しては地域の特性を知る基礎自治体（区市町村など）で、対策を講じていくとするものです。避難勧告や避難指示などは第一次的に地方公共団体の首長の決断と定めており、基本法はこれまで何度か改正もされていますが、自治体第一主義は変更されていません。

当該基本法の内容はコロナにも当てはまるものと理解します。つまり、自治体や議会、企業や関係団体、市民など、自分たち地域の自治のあるべき姿を、知恵を出し合い検討していく作業が求められ、しかも活発化させていくべきであろうと思います。そのための仕組みや制度づくり等も考えながら、進めていく必要性を感じています。

第 32 次地方制度調査会： 従来から課題となっていたのは、人口減少と高齢化の到来における自治体運営の在り方でした。そこに、今回のコロナ問題を加えた将来の行政サービスを検討するという新たな発想が求められることとなりました。

その参考となる資料として 20 年 6 月に提出された、政府の第 32 次地方制度調査会の答申が挙げられます。ごく簡単に内容をまとめます。

答申 4 つのポイント

- ・人口減少が進んでも安定的な行政サービスを提供するため市町村の広域連携が必要。
- ・自治体が地域社会の担い手らと 2040 年ごろの「地域の未来予測」を作成し、政策や計画に反映。
- ・自治体システムの統一やマイナンバーカード制度を活用した地方行政のデジタル化を推進。
- ・地方議員のなり手不足解消に向けて環境整備が急務。

若干の説明がなければ正しく理解できないかもしれませんが、ここでは割愛します。今後、これらの課題に対する具体的な政策立案・政策提言をしていくことが重要であると認識します。

議会の在り方

コロナ禍は、地方議会としても変わるきっかけであると考えています。2000年に地方分権一括法が施行され、国からの移管事務が減り、自治体自らが地域を自治していくとする裁量が増えました。

議会としても議会基本条例等を制定し、議会活動の活性化へ向け独自性のある取組を開始しているところですが、今後ウィズコロナ、アフターコロナ対策を議論していくことが重要です。リモート会議の充実などは思い浮かびますが、多くの可能性について、議員間討議や市民の皆さんとともに地方自治の新しい在り方を検討していけたらと思います。

将来を見据えた議会の役割としては、人口減少と高齢化を迎えるにあたって、厳しい財政見通しを踏まえた行政サービスの取捨選択を迫られますので、妥当性のある判断が求められます。そのためには、議員のレベルアップも要求されるため研修の充実等も必要です。

また、20年後も地域の責任を担うべき人材を見据え、さらに多様な意見を吸い上げていくために、若い世代や女性が議会に参加しやすくする環境整備についても考えていきたいと思っています。

結論として、コロナの経験を次の飛躍に結び付けていこうとする努力が最も重要と考えます。

令和3年度予算要望書 提出

令和2年10月12日、金丸謙一市長に公明党館山市議団として、令和3年度予算要望書を提出しました。



要望項目は行政改革、地方創生、防災減災対策、防犯対策、教育行政、高齢者福祉、社会福祉、医療・健康管理対策、環境対策、道路整備、産業・観光振興、全55事業です。

事業内容には、過去の通告質問で取り上げたものや、今後通告で議論したいと考えている取り組み等もあります。

今年度は、去年の台風被害に続く新型コロナウイルス感染症など、復旧復興や感染防止対策に追われる年となってしまいましたが、行政サービス質の向上や、経済活性化に資する行政運営は、市民生活を守る上で疎かにできない責任を伴います。

毎年、秋に要望書を提出していますが、市民の皆さまから寄せられた声も参考に、次年度の事業に反映させてまいる決意です。

核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める請願 反対討論

請願第6号、核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める請願について、核の廃絶や禁止への訴えに関して全く異論はありませんが、以下に述べる三つの観点から、意見書提出には慎重であるべき立場を支持します。

一つには、核兵器を巡る最近の国際情勢についてです。核保有国である米国・中国・ロシアなどでは核戦力（INF）を強化する動きや、或いは現在の核を 10 倍にする計画を発表するなど、核軍拡競争が再燃し始めております。

また一方で、北朝鮮、イラン、イスラエル、更にはトルコやサウジアラビアなど非保有国であるべき国々でも核開発に着手していると噂されています。これら、当該条約の求めに逆行する核の生産拡大や新たな核開発への流れを、どうくい止めていくかという問題が浮上しています。

次に、日本の安全保障上からの視点についてです。極東アジアや東シナ海周辺では領土領海等の侵犯問題は日常的でさえあり、一触即発の危険性も常に孕んでいると言えます。

非核三原則を遵守し、専守防衛を旨とする日本が、核保有国からの攻撃は受けないという保証はありません。更なる懸念は、以前から核は使用できない兵器だとも言われてきましたが、爆発力を抑えた、より使いやすい核弾頭の開発も行われており、これまでの神話が崩れ去ってしまうのはいかという危機感も持っています。

しかし、いかなる状況にあっても、国家は国民を守る責任があります。それを保証するのが日米同盟による協力関係であり、極めて重要な国防上の条件であると考えます。

また、世界を俯瞰すると、これは日本に限った問題ではないことが見て取れます。非保有国の間でも、現実問題として抑止力の必要性を認識するが故に、核兵器禁止条約の批准には慎重な態度を示す国々が存在していることも理解したいと思います。

三点目は、請願の趣旨にある通り、国連で採択された当該条約は、あと 10 か国の批准で発効となりますが、核保有国はそもそも本条約には参加しておらず、保有国と条約締約国との意見の分断が顕著である状況の中、非保有国側のみの批准であっては合意を期待するのは困難であり、むしろ互いの溝をより深くし、新たな相克を生じさせる懸念さえ感じられます。

従って、核兵器禁止条約は強く希求するものでありますが、現時点における日本の批准は、条約発効後の実効性から見ても適当でないと考えます。

以上、私見を申し述べましたが、その上で、核兵器禁止という崇高な目的を成就するために我が国のとるべき道は、双方歩み寄りを期待し得る手段を検討し、過たず慎重に進めていくことだと心得ます。

唯一の被爆国であり、二度の原爆投下によって計り知れない悲惨と、その後も続く苦痛を経験した日本こそが、国際社会での対話に向けた橋渡し役として最適任であり、また、各国の立場を越え、現実的な対話と理解に繋がる推進役として貢献できるものと考えます。

具体的には、次回の核拡散防止条約（NPT）再検討会議を通じ、核軍縮を進めるための各国共通の基盤を探り、「賢人会議」が取りまとめた「議長レポート」にある、各国のとるべき行動等を NPT 運用検討会議の議論に反映させ、合意形成への対話を促進させていくことなどを政府には期待します。

これらの理由から、館山市議会として意見書の提出については現状において見合わせる、とする立場が賢明であろうと判断します。

よって、核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める請願には反対させていただきます。

※下線注釈

核兵器禁止条約：2017 年 7 月に国連で採択。核兵器を違法として日本の非核 3 原則と同様の方向性を示し、国際的規範にまで高めた画期的条約。

核戦力（INF）を強化する動き：2020 年 8 月 9 日、75 回長崎原爆の日・平和宣言で田上市長は、中距離核戦略（INF）全廃条約破棄など核保有国の核軍縮に逆行する動きに危機感を表明した。被爆 75 年、冷戦終結 30 年を経て、今なお世界には推計 13,400 発の核弾頭が存在（ストックホルム国際平和研究所）すると言われている。

10 か国の批准で発行：2020 年 10 月中には 50 か国が批准する見通し。50 か国批准を受けて、90 日後に核兵器禁止条約が発効する。但し、核保有国は批准を拒否しており、非保有国の中にも核の傘に依存する国がある。

核保有国はそもそも本条約には参加しておらず：条約発効後の実効性：表現の問題だが、核保有国は本条約の批准を拒否しており非保有国との対立は深刻で、核廃絶に向けた対話は停滞している状況。核兵器禁止条約が発効しても直ちに核廃絶は実現しない。

グテレス国連事務総長は、9 月 9 日オンラインで日本メディアと会見し「あらゆる当事者がかわる軍縮のよりグローバルな枠組みができることが非常に重要」と述べ、日本の役割に期待を寄せた。

二度の原爆投下：その後も続く苦痛：1945 年 8 月 6 日・広島 14 万人、9 日・長崎 7 万 4 千人余りが死亡。生存者も放射能汚染の後遺症に悩まされ続ける。世界へ向け、「被爆の実相」を次世代に継承し、被爆地にある戦争遺構や記録を残していく取り組みも重要。

「賢人会議」：日本政府の賢人会議。議長報告では、核保有国と非保有国が核抑止力など「困難な問題」を議論する中で、核軍縮への道を探る重要性が示された。新型コロナの影響で核拡散防止条約（NPT）再検討会議は延期となったが、来年の同会議における政府の対応に期待したい。

総論

核兵器禁止条約発行という目標は叶うかもしれませんが、実質的な削減に向けては、核保有国と非保有国間の現実的な相互尊重による話し合いの進展がなければ到達しません。国際社会のきずなを深めるために、日本国憲法が掲げる「恒久平和主義」と「国際協調主義」の精神に基づいて、自国中心主義の台頭においても、国連を中心として国際平和に粘り強く対話と行動を続けることが肝要であると考えます。

国連が進める SDGs（持続可能な開発目標）の「誰一人取り残さない」というメッセージは、核兵器使用禁止という「人間の安全保障」にも通じるものと理解します。

次世代のためにも忍耐強く、対立と分断から理解と共感への努力を惜しまず継続していくことで、核兵器の廃絶を勝ち取っていけるものと信じています。